

五監委発第 61 号  
平成31年2月13日

五所川原市議会議長 磯辺 勇司  
五所川原市長 佐々木 孝昌  
五所川原市教育長 長尾 孝紀 様

五所川原市監査委員 小田桐 宏之  
五所川原市監査委員 稲葉 好彦

平成30年度定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定に基づき提出します。

## 監査結果報告

### 第1 監査の種別

定期監査（地方自治法第199条第4項による監査）

### 第2 監査の対象

本監査は、以下の部署について、平成29年度から平成30年度（一部）の財務に関する事務の執行を主体に監査を実施した。

- ・教育委員会（教育総務課・社会教育課・スポーツ振興課・指導課）

### 第3 監査の期間

平成30年10月1日から平成30年10月31日

### 第4 監査を実施した監査委員

小田桐 宏之 監査委員

稲葉 好彦 監査委員

### 第5 監査の実施要領

本監査の実施にあたっては、関係帳簿及び書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどし、所管事務事業が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、五所川原市監査基準に則り公正妥当な監査方法により実施した。

### 第6 主な監査項目

- ①歳入に係る伝票
- ②歳出に係る伝票
- ③領収済通知書
- ④委託契約書（契約金額が1件につき50万円以上）
- ⑤旅行命令簿
- ⑥復命書
- ⑦現金取扱事務の状況
- ⑧対象課等の職員が管理する各種団体の通帳及び出納簿等

### 第7 監査の結果

監査の結果、軽微な誤りはあったが、概ね良好と認めた。

## 監査結果報告

### 第1 監査の種別

定期監査（地方自治法第199条第4項による監査）

### 第2 監査の対象

本監査は、以下の部署について、平成29年度から平成30年度（一部）の財務に関する事務の執行を主体に監査を実施した。

- ・教育委員会（中央公民館・学校給食センター・図書館）

### 第3 監査の期間

平成30年11月1日から平成30年11月30日

### 第4 監査を実施した監査委員

小田桐 宏之 監査委員

稲葉 好彦 監査委員

### 第5 監査の実施要領

本監査の実施にあたっては、関係帳簿及び書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどし、所管事務事業が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、五所川原市監査基準に則り公正妥当な監査方法により実施した。

### 第6 主な監査項目

- ①歳入に係る伝票
- ②歳出に係る伝票
- ③領収済通知書
- ④委託契約書（契約金額が1件につき50万円以上）
- ⑤旅行命令簿
- ⑥復命書
- ⑦現金取扱事務の状況
- ⑧対象課等の職員が管理する各種団体の通帳及び出納簿等

### 第7 監査の結果

監査の結果、軽微な誤りはあったが、概ね良好と認めた。

## 監査結果報告

### 第1 監査の種別

定期監査（地方自治法第199条第4項による監査）

### 第2 監査の対象

本監査は、以下の部署について、平成29年度から平成30年度（一部）の財務に関する事務の執行を主体に監査を実施した。

- ・建設部（土木課・都市計画課・建築住宅課・公園管理課）

### 第3 監査の期間

平成31年1月7日から平成31年1月31日

### 第4 監査を実施した監査委員

小田桐 宏之 監査委員

稲葉 好彦 監査委員

### 第5 監査の実施要領

本監査の実施にあたっては、関係帳簿及び書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどし、所管事務事業が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、五所川原市監査基準に則り公正妥当な監査方法により実施した。

### 第6 主な監査項目

- ①歳入に係る伝票
- ②歳出に係る伝票
- ③領収済通知書
- ④委託契約書（契約金額が1件につき50万円以上）
- ⑤旅行命令簿
- ⑥復命書
- ⑦現金取扱事務の状況
- ⑧対象課等の職員が管理する各種団体の通帳及び出納簿等

### 第7 監査の結果

監査の結果、軽微な誤りはあったが、概ね良好と認めた。